

新産業創出支援補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	補助対象について 具体的にどのような事業が対象になりますか。	補助対象分野ごとに考えられる事業の一例を別表にまとめておりますので参考にしてください。 なお、あくまでも一例ですので、別表に記載した事業に限るものではありません。検討されている事業が補助対象になるかどうかについてご不明な場合は、産業振興課までお問い合わせください。
2	申請区分について 単独申請とコンソーシアム申請で異なる点はありますか。	単独申請とコンソーシアム申請で、補助対象、補助限度額、補助率、補助対象期間等に相違はありません。ただし、コンソーシアム申請については、より高度な研究やイノベーションが期待されることから、別途定める審査基準に基づき優先して採択します。 ※審査基準は公表しておりません。補助金を申請した事業者に対し、事業発表会前までに審査基準項目についてのみお知らせします。
3	補助金の支払について 概算払を受けることはできますか。	概算払を受けることはできません。 補助事業が完了し、完了報告や事業発表会を経て補助金額が確定したのちに支払を行います。 (申請年度の翌年度12月頃の支払を予定しています。)
4	事業発表会について 事業発表会とはどのようなものですか。	(事業採択時) 事業の概要や特徴等について、審査委員に対するプレゼンテーションを実施していただきます。 (事業完了時) 事業の成果について、審査委員に対するプレゼンテーションを実施していただきます。 (共通) 申請書類(完了報告書類)のほか、必要に応じて補足資料やパワーポイント等を利用して説明をしていただきます。 1社あたりの発表時間は約10分程度です。(申請件数により短縮する場合があります。また、別途質疑応答の時間を設けます。)
5	事業発表会について 事業発表会の審査委員は誰ですか。	専門的立場からの意見を徴取するため、学識経験を有する方などに務めていただきます。 (詳細はお答えできかねますので、ご了承ください。)
6	事業発表会について 事業発表会は公開されますか。	事業発表会は非公開です。 (市担当職員及び審査委員のみが出席します。) ただし、記録のため、プレゼンテーションの様子は動画撮影をさせていただきますのでご了承ください。
7	採択事業の公表について どのような項目が公表されますか。	市のホームページ等で、事業者名(コンソーシアム申請の場合はその構成員を含む。)、事業所所在地、連絡先、補助事業の名称を公表する場合があります。 ※公表する内容については、事前に調整させていただきます。

新産業創出支援補助金 Q&A

No.	質問	回答
8	補助対象経費について 文房具、デスク、パソコン、タブレット端末などは対象となりますか。	汎用性のある文房具、デスク、パソコン、タブレット端末等については補助対象外です。 （「補助対象経費における経費区分のいずれかに該当し、補助対象事業のみに使用する」ことを明確にできない場合、対象となりません。） 最終的に、実績報告時に提出される根拠資料により判断することとなります。
9	補助対象経費について 補助決定前に購入した原材料等も対象になりますか。	経費はすべて、補助決定後に導入・支払を行ったものでなければ対象になりません。
10	補助対象経費について 特許申請費、学会や論文発表に係る経費は対象になりますか。	特許取得のための申請費用、学会や論文発表のための登録費用等は、補助対象外です。
11	補助対象経費について 実績報告時、支出を証明する資料としてどのようなものが必要ですか。	収支報告書に記載した支出経費の全てについて、支出を証明する書類（領収書の写し等）が必要です。 ※領収書の宛名は、申請者名のみに限ります。 ※振込による支払の場合、振込伝票の控え等を提出してください。（振込人は申請者名であることが必要です。） ※領収書や振込伝票の控えのみでは内容が明確でない場合、請求書の写しを合わせてご提出ください。（請求書の内容と突合確認を行います。） ※補助事業実施期間中に支払われたものであることが必要です。
12	備品等について 装置購入費等について、導入した装置等はいつまで保管する必要がありますか。	補助事業により取得した財産については、事業完了年度の翌年度から5年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付けしたり、担保に供したりすることはできません。
13	中間報告書について 中間報告書はどのようなものですか。	中間報告書は、事業の進捗状況を確認するために書面のみでご報告いただくものです。 （事業発表会の開催はありません。） 年度が切り替わる際の再申請等は不要ですので、補助事業期間中は継続して事業を実施してください。
14	経過状況報告書について 経過状況報告書はどのようなものですか。 補助事業を中止せざるを得なくなった場合、補助金の返還が必要ですか。	経過状況報告書は、事業効果を検証し、今後の補助制度の参考とするために、補助事業の成果の活用状況を報告いただくものです。 そのため、補助金交付後にやむを得ず事業を中止された場合に、補助金の返還を求めるものではありません。 ※ただし、補助事業により取得した備品等については5年間の処理期限があります。補助事業に係る帳簿や書類等も5年間は保存が必要です。

その他詳細については、「姫路市新産業創出支援補助金 募集要領」をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい。

【お問合せ先】
 姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 産学連携担当
 メール : sankou@city.himeji.hyogo.jp
 電話 : 079-221-2518